

京都市景観・まちづくりセンター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年6月17日

京都市長 松井孝治

京都市規則第14号

京都市景観・まちづくりセンター条例施行規則の一部を改正する規則

京都市景観・まちづくりセンター条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条中「別表第1」を「第4条第1項」に改める。

第2条第1号中「(ワークショッフルームを除く。)」を削り、同条第2号中「ワークショッフルーム」の右に「及び交流サロン」を加える。

第3条第1号ア中「(ワークショッフルームを除く。)」を削り、同号イ中「又は」を「、」に改め、「除く。」の右に「又はワークショッフルーム」を加え、同号ウ中「作品展示コーナー」の右に「又は交流サロン」を加え、同条に次の1項を加える。

2 ワークショッフルームを午前9時から午後5時まで以外の時間に使用しようとする場合にあっては、前条の規定による申請は、使用日の14日前までに行わなければならぬ。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第5条第1項本文中「作品展示コーナー」の右に「及び交流サロン」を加える。

第6条及び別表備考中「別表第2」を「別表」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(受付期間の特例)

2 この規則の施行の日前に、同日以後の午前9時から午後5時まで以外の時間にワークショッフルームを使用するために許可の申請をしようとするものは、使用しようとする日の14日前までに当該申請を行わなければならない。

(都市計画局まち再生・創造推進室)